

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整理番号	配R8-1	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)							(名称)		(所在地)			
		利根沼田森林組合 代表理事組合長 外山 京太郎							群馬県利根郡川場村大字谷地2054-4					
		沼田市長 星野 稔							群馬県沼田市下之町888					
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)										経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙がAの森林所有者(甲)にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積㎡	現況樹種	現況林齢						
1	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2423番	73	78-2	山林	561	スギ	47	R8.4.17	R21.10.10	<p>(1. 森林の経営)</p> <p>○ 丙は、存続期間中に利用間伐(間伐及び間伐により生じた木材の販売)を1回実施するものとする。</p> <p>○ 丙は、存続期間中に2回目の利用間伐を実施することができる。ただし、事前にその旨を乙へ相談することとする。</p> <p>○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>(2. 森林の管理)</p> <p>○ 丙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡視を行う。</p>	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額及び補助金額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費等として乙が算定した額を控除した額とし、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示した見積額を下回った場合は見積額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p>	<p><時期></p> <p>○ 丙から甲に対するDの支払について、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。</p> <p><相手方及び方法></p> <p>○ 次の支払先に支払うものとする。(支払先) 甲の指定する口座</p>	
2			90	37			広葉樹	55						
3	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2449番	73	69	山林	36	スギ	98	同上	同上				
4	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2452番	73	70	山林	363	スギ	85	同上	同上				
5	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2520番1	73	28-2	山林	262	スギ	66	同上	同上				
6	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2520番2	73	28-2	山林	275	スギ(広葉樹)	66	同上	同上				
7	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2349番10	73	98-2	畑	634	スギ	65	同上	同上				
8			73	99										
9	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2379番	73	108	山林	1,143	スギ	54	同上	同上				
10	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2380番2	73	114	山林	277	スギ	74	同上	同上				
11	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2380番甲	73	106	山林	261	スギ	72	同上	同上				
12	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2521番	73	28-3	山林	499	スギ	63	同上	同上				
13	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2494番	73	8	山林	178	スギ	80	同上	同上				
14	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2499番2	73	13	山林	780	スギ	54	同上	同上				
15	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	甲2499番	73	12	山林	161	スギ	67	同上	同上				
16	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2444番1	73	73	山林	799	スギ	72	同上	同上				

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)									Aの森林所有者(甲)		備考		
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ㎡	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称			
1	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2423番	73	78-2	山林	561	スギ	47			集R6-1		
2			90	37			広葉樹	55					
3	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2449番	73	69	山林	36	スギ	98			同上		
4	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2452番	73	70	山林	363	スギ	85			同上		
5	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2520番1	73	28-2	山林	262	スギ	66			同上		
6	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2520番2	73	28-2	山林	275	スギ (広葉樹)	66			同上		
7	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2349番10	73	98-2	畑	634	スギ	65					集R6-4
8			73	99									
9	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2379番	73	108	山林	1,143	スギ	54					集R6-6
10	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2380番2	73	114	山林	277	スギ	74					同上
11	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2380番甲	73	106	山林	261	スギ	72					同上
12	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2521番	73	28-3	山林	499	スギ	63					同上
13	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2494番	73	8	山林	178	スギ	80					集R6-7
14	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2499番2	73	13	山林	780	スギ	54					同上
15	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	甲2499番	73	12	山林	161	スギ	67					同上
16	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2444番1	73	73	山林	799	スギ	72					集R6-8

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙がAの森林所有者(甲)にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積㎡	現況樹種	現況林齢					
17	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2413番1	73	89-1	山林	942	スギ	82	R8.4.17	R21.10.10	<p>(1. 森林の経営) ○ 丙は、存続期間中に利用間伐(間伐及び間伐により生じた木材の販売)を1回実施するものとする。</p> <p>○ 丙は、存続期間中に2回目の利用間伐を実施することができる。ただし、事前にその旨を乙へ相談することとする。</p> <p>○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>(2. 森林の管理) ○ 丙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡視を行う。</p>	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額及び補助金額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費等として乙が算定した額を控除した額とし、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示した見積額を下回った場合は、見積額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p>	<p><時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。</p> <p><相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。(支払先) 甲の指定する口座</p>
18	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2427番1	73	76	山林	1,205	スギ	62	同上	同上			
19	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2434番2	73	88	山林	972	スギ	84	同上	同上			
20	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2436番2	73	87	山林	362	スギ	70	同上	同上			
21	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2438番2	73	71	山林	191	スギ	96	同上	同上			
22	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2438番3	73	86	山林	585	スギ	74	同上	同上			
23			73	87			スギ	70					
24	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2440番	73	83	山林	809	スギ	74	同上	同上			
25	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2441番	73	72	山林	4,132	スギ	84	同上	同上			
26	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2442番1	73	72	山林	508	スギ	84	同上	同上			
27	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2443番	73	72	山林	2,578	スギ	84	同上	同上			
28	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2453番	73	71	山林	2,704	スギ	96	同上	同上			
29	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2503番1	73	36	山林	1,577	スギ	77	同上	同上			
30	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2447番	73	64	山林	3,216	スギ	86	同上	同上			
31			73	66				60					
32			90	35-2				86					
33	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2454番1	73	61	山林	3,703	スギ	75	同上	同上			

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)									Aの森林所有者(甲)		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ㎡	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
17	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2413番1	73	89-1	山林	942	スギ	82			集R6-9
18	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2427番1	73	76	山林	1,205	スギ	62			同上
19	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2434番2	73	88	山林	972	スギ	84			同上
20	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2436番2	73	87	山林	362	スギ	70			同上
21	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2438番2	73	71	山林	191	スギ	96			同上
22	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2438番3	73	86	山林	585	スギ	74			同上
23			73	87			スギ	70			
24	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2440番	73	83	山林	809	スギ	74			同上
25	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2441番	73	72	山林	4,132	スギ	84			同上
26	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2442番1	73	72	山林	508	スギ	84			同上
27	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2443番	73	72	山林	2,578	スギ	84			同上
28	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2453番	73	71	山林	2,704	スギ	96			同上
29	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2503番1	73	36	山林	1,577	スギ	77			集R6-10
30	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2447番	73	64	山林	3,216	スギ	86			集R6-11
31			73	66				60			
32			90	35-2				86			
33	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2454番1	73	61	山林	3,703	スギ	75	集R6-12		

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙がAの森林所有者(甲)にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積㎡	現況樹種	現況林齢					
34	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2461番	73	53	山林	2,459	カラマツ	75	R8.4.17	R21.10.10	(1. 森林の経営) ○ 丙は、存続期間中に利用間伐(間伐及び間伐により生じた木材の販売)を1回実施するものとする。	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額及び補助金額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費等として乙が算定した額を控除した額とし、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示した見積額を下回った場合は、見積額とする。	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。
35			73	61-2			スギ	75					
36	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2462番1	73	61	山林	1,626	スギ	75	同上	同上	○ 丙は、存続期間中に2回目の利用間伐を実施することができる。ただし、事前にその旨を乙へ相談することとする。	(2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。	<相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
37	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2462番2	73	61	宅地	145	スギ	75	同上	同上			
38	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	乙2454番	73	61	山林	257	スギ	75	同上	同上	○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。	(3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。	
39	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	乙2466番	73	61	山林	872	スギ	75	同上	同上			
40	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	甲2466番	73	61	山林	3,011	スギ	75	同上	同上	(2. 森林の管理) ○ 丙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡視を行う。	○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。	
41	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2429番1	73	75	山林	1,596	スギ	69	同上	同上			
42	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2463番1	73	61	山林	1,072	スギ	75	同上	同上	同上	同上	
43	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2465番	73	61	山林	393	スギ	75	同上	同上			
44	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2510番1	73	32	山林	3,306	スギ	67	同上	同上	同上	同上	
45	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2414番	73	90	山林	1,666	スギ	77					
46			73	92-1			スギ	73 43					
47	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2473番	73	43	山林	707	スギ	67	同上	同上	同上	同上	
48	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2515番	73	29	山林	449	スギ	80	同上	同上			
49	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2516番	73	24	山林	386	スギ	85	同上	同上	同上	同上	
50	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2381番1	73	115	山林	1,061	スギ	67	同上	同上			
51	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2504番	73	15	山林	4,046	スギ	61	同上	同上	同上	同上	

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)									Aの森林所有者(甲)		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ㎡	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
34	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2461番	73	53	山林	2,459	カラマツ	75			集R6-12
35			73	61-2			スギ	75			
36	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2462番1	73	61	山林	1,626	スギ	75			同上
37	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2462番2	73	61	宅地	145	スギ	75			同上
38	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	乙2454番	73	61	山林	257	スギ	75			同上
39	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	乙2466番	73	61	山林	872	スギ	75			同上
40	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	甲2466番	73	61	山林	3,011	スギ	75			同上
41	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2429番1	73	75	山林	1,596	スギ	69			集R6-13
42	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2463番1	73	61	山林	1,072	スギ	75			同上
43	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2465番	73	61	山林	393	スギ	75			同上
44	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2510番1	73	32	山林	3,306	スギ	67			同上
45	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2414番	73	90	山林	1,666	スギ	77			集R6-14
46			73	92-1			スギ	73 43			
47	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2473番	73	43	山林	707	スギ	67			同上
48	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2515番	73	29	山林	449	スギ	80			同上
49	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2516番	73	24	山林	386	スギ	85	同上		
50	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2381番1	73	115	山林	1,061	スギ	67	同上		
51	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2504番	73	15	山林	4,046	スギ	61	集R6-15		

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙がAの森林所有者(甲)にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積㎡	現況樹種	現況林齢					
52	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2504番	73	16	山林	4,046	スギ	52	R8.4.17	R21.10.10	<p>(1. 森林の経営) ○ 丙は、存続期間中に利用間伐(間伐及び間伐により生じた木材の販売)を1回実施するものとする。</p> <p>○ 丙は、存続期間中に2回目の利用間伐を実施することができる。ただし、事前にその旨を乙へ相談することとする。</p> <p>○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>(2. 森林の管理) ○ 丙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡視を行う。</p>	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額及び補助金額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費等として乙が算定した額を控除した額とし、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示した見積額を下回った場合は、見積額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p>	<p><時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。</p> <p><相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座</p>
53	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2505番1	73	14	山林	1,047	スギ	71	同上	同上			
54	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2505番2	73	14	山林	1,576	スギ	71	同上	同上			
55	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2511番6	73	30	山林	433	スギ	95	同上	同上			
56	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2511番7	73	30	山林	292	スギ	95	同上	同上			
57	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2435番2	73	27	山林	315	スギ	66	同上	同上			
58	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2349番5	73	118-1	畑	3,246	スギ	47	同上	同上			
59	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2349番6	73	118-2	畑	76	スギ	50	同上	同上			
60	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2433番	73	82-1	山林	885	スギ	87	同上	同上			
61	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2454番5	73	61	山林	496	スギ	75	同上	同上			
62	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2455番3	73	61	山林	178	スギ	75	同上	同上			
63	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2484番2	73	40	山林	164	スギ	76	同上	同上			
64	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2500番	73	12	山林	2,026	スギ	67	同上	同上			
65	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2501番1	73	12	山林	1,006	スギ	67	同上	同上			
66	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2408番	73	92-1	山林	1,590	スギ	77 47	同上	同上			
67	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2416番1	73	82-2	山林	73	スギ	87	同上	同上			
68	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2448番	73	65	山林	545	スギ	88	同上	同上			

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)									Aの森林所有者(甲)		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ㎡	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
52	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2504番	73	16	山林	4,046	スギ	52			集R6-15
53	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2505番1	73	14	山林	1,047	スギ	71			同上
54	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2505番2	73	14	山林	1,576	スギ	71			同上
55	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2511番6	73	30	山林	433	スギ	95			集R6-16
56	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2511番7	73	30	山林	292	スギ	95			同上
57	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2435番2	73	27	山林	315	スギ	66			集R6-18
58	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2349番5	73	118-1	畑	3,246	スギ	47			集R6-19
59	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2349番6	73	118-2	畑	76	スギ	50			同上
60	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2433番	73	82-1	山林	885	スギ	87			集R6-21
61	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2454番5	73	61	山林	496	スギ	75			集R6-22
62	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2455番3	73	61	山林	178	スギ	75			同上
63	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2484番2	73	40	山林	164	スギ	76			同上
64	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2500番	73	12	山林	2,026	スギ	67			同上
65	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2501番1	73	12	山林	1,006	スギ	67			同上
66	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2408番	73	92-1	山林	1,590	スギ	77 47			集R7-1
67	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2416番1	73	82-2	山林	73	スギ	87			同上
68	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2448番	73	65	山林	545	スギ	88			同上

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙がAの森林所有者(甲)にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積㎡	現況樹種	現況林齢						
69	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2506番1	73	6	山林	130	スギ	58	R8.4.17	R21.10.10	(1. 森林の経営) ○ 丙は、存続期間中に利用間伐(間伐及び間伐により生じた木材の販売)を1回実施するものとする。	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額及び補助金額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費等として乙が算定した額を控除した額とし、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示した見積額を下回った場合は、見積額とする。	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。	
70			73	18				47						
71	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2507番	73	18	山林	1,348	スギ	47	同上	同上	○ 丙は、存続期間中に2回目の利用間伐を実施することができる。ただし、事前にその旨を乙へ相談することとする。	(2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。	<相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座	
72	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2424番1	73	78-1	山林	406	スギ	60	同上	同上				
73	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2425番3	73	77	山林	33	スギ	73	同上	同上	○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。	(3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。	○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。	
74			90	37				55						広葉樹(スギ)
75	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	甲2472番2	73	57	山林	1,342	スギ	60	同上	同上	(2. 森林の管理) ○ 丙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡視を行う。	○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。		
76			90	32-1				75						広葉樹(スギ)
77			90	32-2				75						スギ
78	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2472番甲1	73	44	山林	1,319	スギ	87	同上	同上				
79			90	32-1				75						広葉樹(スギ)
80			90	32-2				75						スギ
81	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2439番	73	84	山林	1,388	スギ	87	同上	同上				
82			73	85				73						スギ
83	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2445番1	73	67	山林	479	スギ	90	同上	同上				
84	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2488番1	73	39	山林	597	スギ	61	同上	同上				

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)									Aの森林所有者(甲)		備考								
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称									
69	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2506番1	73	6	山林	130	スギ	58			集R7-1								
70			73	18				47											
71	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2507番	73	18	山林	1,348	スギ	47			同上								
72	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2424番1	73	78-1	山林	406	スギ	60			集R7-2								
73	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2425番3	73	77	山林	33	スギ	73					同上						
74			90	37				広葉樹 (スギ)						55					
75	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	甲2472番2	73	57	山林	1,342	スギ	60							集R7-3				
76			90	32-1				広葉樹 (スギ)								75			
77			90	32-2				スギ								75			
78	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2472番甲1	73	44	山林	1,319	スギ	87									同上		
79			90	32-1				広葉樹 (スギ)										75	
80			90	32-2				スギ										75	
81	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2439番	73	84	山林	1,388	スギ	87											集R7-4
82			73	85				スギ											
83	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2445番1	73	67	山林	479	スギ	90	同上										
84	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2488番1	73	39	山林	597	スギ	61	同上										

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙がAの森林所有者(甲)にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積㎡	現況樹種	現況林齢					
85	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2490番2	73	34	山林	353	スギ	77	R8.4.17	R21.10.10	(1. 森林の経営) ○ 丙は、存続期間中に利用間伐(間伐及び間伐により生じた木材の販売)を1回実施するものとする。	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額及び補助金額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費等として乙が算定した額を控除した額とし、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示した見積額を下回った場合は、見積額とする。	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。
86			73	35			スギ	53					
87	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2491番1	73	34	山林	556	スギ	77	同上	同上	○ 丙は、存続期間中に2回目の利用間伐を実施することができる。ただし、事前にその旨を乙へ相談することとする。	(2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。	<相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
88			73	34-2			スギ	77					
89	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2511番1	73	31	山林	532	スギ	65	同上	同上			
90	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2511番2	73	30	山林	731	スギ	95	同上	同上	○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。	(3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。	
91			73	31			スギ	65					
92	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2349番12	73	114	畑	1,735	スギ	74	同上	同上			
93	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2432番	73	82-1	山林	419	スギ	87	同上	同上			
94	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2407番1	73	93	山林	1,282	スギ	79	同上	同上	(2. 森林の管理) ○ 丙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡視を行う。	○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。	

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)									Aの森林所有者(甲)		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
85	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2490番2	73	34	山林	353	スギ	77			集R7-4
86			73	35			スギ	53			
87	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2491番1	73	34	山林	556	スギ	77			同上
88			73	34-2			スギ	77			
89	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2511番1	73	31	山林	532	スギ	65			同上
90	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2511番2	73	30	山林	731	スギ	95			同上
91			73	31			スギ	65			
92	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2349番12	73	114	畑	1,735	スギ	74			集R7-5
93	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2432番	73	82-1	山林	419	スギ	87			集R7-6
94	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2407番1	73	93	山林	1,282	スギ	79			集R8-1

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙がAの森林所有者(甲)にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積㎡	現況樹種	現況林齢					
95	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2477番1	73	42-2	山林	1,412	カラマツ(広葉樹)	74	R8.4.17	R21.10.10	(1. 森林の経営) ○ 丙は、存続期間中に保育間伐または除伐を1回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 (2. 森林の管理) ○ 丙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡視を行う。		
96	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2483番	73	41	山林	998	スギ(広葉樹)	64	同上	同上			
97	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2490番1	73	37	山林	375	スギ(広葉樹)	130	同上	同上			
98	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2349番4	73	118-3	畑	4,720	スギ	50	同上	同上			
99	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2405番1	73	94	山林	1,057	スギ	80	同上	同上			
100	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2406番1	73	94	山林	589	スギ	80	同上	同上			
101	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2418番1	73	80	山林	433	スギ	79	同上	同上			
102	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2421番	73	80	山林	178	スギ	79	同上	同上			
103	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2446番	73	64	山林	2,009	スギ	86	同上	同上			
104	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2399番1	73	117	山林	495	スギ	67	同上	同上			
105	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2402番1	73	97	山林	1,497	スギ	65	同上	同上			
106	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2471番2	73	55	山林	380	ヒノキ	98	同上	同上			
107	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2482番	73	49	山林	495	スギ	84	同上	同上			
108	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2397番	73	117	山林	657	スギ	67	同上	同上			
109	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2398番1	73	117	山林	727	スギ	67	同上	同上			
110	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2471番1	73	55	山林	380	ヒノキ	98	同上	同上			

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)									Aの森林所有者(甲)		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
95	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2477番1	73	42-2	山林	1,412	カラマツ (広葉樹)	74			集R6-1
96	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2483番	73	41	山林	998	スギ (広葉樹)	64			同上
97	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2490番1	73	37	山林	375	スギ (広葉樹)	130			同上
98	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2349番4	73	118-3	畑	4,720	スギ	43			集R6-3
99	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2405番1	73	94	山林	1,057	スギ	80			集R6-5
100	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2406番1	73	94	山林	589	スギ	80			同上
101	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2418番1	73	80	山林	433	スギ	79			同上
102	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2421番	73	80	山林	178	スギ	79			同上
103	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2446番	73	64	山林	2,009	スギ	86			集R6-8
104	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2399番1	73	117	山林	495	スギ	67			集R6-9
105	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2402番1	73	97	山林	1,497	スギ	65			同上
106	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2471番2	73	55	山林	380	ヒノキ	98			同上
107	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2482番	73	49	山林	495	スギ	84			同上
108	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2397番	73	117	山林	657	スギ	67			集R6-12
109	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2398番1	73	117	山林	727	スギ	67			集R6-13
110	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2471番1	73	55	山林	380	ヒノキ	98			同上

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙がAの森林所有者(甲)にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積㎡	現況樹種	現況林齢					
111	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2479番	73	41-2	山林	297	スギ	64	R8.4.17	R21.10.10	(1. 森林の経営) ○ 丙は、存続期間中に保育間伐または除伐を1回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 (2. 森林の管理) ○ 丙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡視を行う。		
112	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2393番1	73	96	山林	2,319	スギ	81	同上	同上			
113			73	101			広葉樹	31					
114	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2394番	73	96	山林	1,229	スギ	81	同上	同上			
115	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2395番	73	117	山林	1,242	スギ	67	同上	同上			
116	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2403番	73	96	山林	826	スギ	81	同上	同上			
117	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2404番1	73	96	山林	4,153	スギ	81	同上	同上			
118	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2456番	73	62	山林	277	スギ	61	同上	同上			
119	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2459番	73	58	山林	462	スギ	78	同上	同上			
120	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2509番1	73	33	山林	668	スギ (広葉樹)	52	同上	同上			
121	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2474番1	73	45	山林	4,450	スギ	61	同上	同上			
122			73	46			スギ	52					
123			73	47			スギ	66					
124			73	49			スギ	84					
125	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2349番1	73	109	畑	4,433	スギ (スギ・広)	64	同上	同上			
126			73	113			スギ (スギ・広)	67					
127	沼田市白沢町高平字松ヶ久保	2349番2	73	113	畑	353	スギ	67	同上	同上			

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)									Aの森林所有者(甲)		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
111	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2479番	73	41-2	山林	297	スギ	64			集R6-14
112	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2393番1	73	96	山林	2,319	スギ	81			集R6-16
113			73	101			広葉樹	31			
114	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2394番	73	96	山林	1,229	スギ	81			集R6-17
115	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2395番	73	117	山林	1,242	スギ	67			同上
116	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2403番	73	96	山林	826	スギ	81			同上
117	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2404番1	73	96	山林	4,153	スギ	81			同上
118	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2456番	73	62	山林	277	スギ	61			集R6-22
119	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2459番	73	58	山林	462	スギ	78			同上
120	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2509番1	73	33	山林	668	スギ (広葉樹)	52			同上
121	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2474番1	73	45	山林	4,450	スギ	61			集R7-4
122			73	46			スギ	52			
123			73	47			スギ	66			
124			73	49			スギ	84			
125	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2349番1	73	109	畑	4,433	スギ (スギ・広)	64			集R7-7
126			73	113			スギ (スギ・広)	67			
127	沼田市白沢町高平 字松ヶ久保	2349番2	73	113	畑	353	スギ	67			集R7-8

この計画に同意する。

権利の設定を受ける者(丙)

住 所(同上)

利根沼田森林組合 代表理事組合長 外山 京太郎

権利の設定をする市町村(乙)

住 所(同上)

沼田市長 星野 稔

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) (B)欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
- (3) 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。
- (4) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (5) 当該経営管理実施権配分計画の内容に関して丙が乙に提出した企画提案書及び図面を添付すること。

2 共通事項

この経営管理実施権配分計画の定めるところにより設定される経営管理実施権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 善管注意義務

- ① 丙が経営管理実施権に基づき経営管理を行うに当たっては、善良なる管理者の注意を持って甲の利益に最も適合するように配慮しなければならない。
- ② 甲は、この経営管理実施権配分計画の定める事項について、丙に対して義務の履行を求めることができる。

(3) 監督義務

乙は、丙に対して当該森林の経営管理の状況等について報告を年1回徴収することで、当該森林において経営管理が行われるよう努めなければならない。

(4) 報告義務

丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回報告しなければならない。

(5) 経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木は、甲に帰属する。

(6) 経営管理実施権及び経営管理受益権の設定

この経営管理実施権配分計画の公告により、丙に経営管理実施権が、甲及び乙に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。

丙に設定された経営管理実施権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(7) 経営管理実施権の設定等の条件

- ① 乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合にはあらかじめ丙に通知するものとし、当該経営管理権集積計画を取り消した場合は、当該経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。
- ② 乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち丙に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合
 - ウ 当該森林について経営管理を行っていないと認める場合
 - エ 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合
 - オ 正当な理由がなくて(4)の報告をしない場合
- ③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において、丙が(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めるときは、気象災等により被害が発生して(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理実施権配分計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ④ 丙は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、甲及び乙の同意を得るものとする。
- ⑤ 乙及び丙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。
- ⑥ 丙は、当該経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。
- ⑦ 丙の権利義務の全部を承継した者は、当該経営管理実施権についても承継するものとし、丙又は当該権利義務の全部を承継した者は、あらかじめ、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、丙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 丙は、(1)及び(10)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは丙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された森林作業道その他の施設を使用し、若しくは丙以外の者に使用させることができる。
- ② 丙は、(1)及び(10)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に路網その他の施設を設置し、又は丙以外の者に設置させることができる。この場合において、丙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 丙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、丙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と丙の協議により定める。
- ② 丙は、丙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は丙がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、丙は当該保険金の請求及び受領を甲から受任するものとし、丙が当該保険金を復旧の用に供するため、当該保険金全額は丙に帰属するものとする。

(11) 災害等による経営管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、丙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供される時

(12) 損害の賠償

- ① 丙は、丙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 丙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、丙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理実施権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- ① 経営管理実施権の存続期間の満了した場合において、甲乙丙の間で金銭の支払(1の個別事項に定める丙から甲に支払われるべき金銭及び丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していないことにより、丙が甲から預かった金銭のうち甲に返還すべき金銭除く。)は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- ② 経営管理実施権の存続期間の途中において経営管理実施権が消滅した場合において、丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していない場合は、丙は甲に対して、実施していない経営管理によって見込まれた利益に相当する額を支払うものとする。

(14) その他

この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙が協議して定める。